

「福岡県河川整備基本方針検討委員会」設置要綱

(目的)

第1条 福岡県が管理する河川の河川整備基本方針の策定に関する助言を行うことを目的として「福岡県河川整備基本方針検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 委員会は、河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定による河川整備基本方針の策定に関して、助言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員を持って組織する。
2 委員は、河川・環境等の学識経験者のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、第1条に掲げる目的を達成した場合は、2年に満たなくても任期が満了したものとして取り扱うことができる。
2 委員がやむを得ない理由により、任期の途中において辞任する場合は、知事の承認を得なければならないものとする。また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 委員会には委員の互選により委員長を置く。
2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
3 委員長の本務執行に支障が生じたときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。
2 委員長は、委員会の議長を務める。
3 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。
4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立とする。ただし、事務局は欠席する委員から事前に助言をうけ、委員会で報告に努めることとする。

(庶務)

第7条 委員会には事務局を置き、委員会の運営に関する事務を行う。

2 事務局は、福岡県県土整備部河川整備課に置く。

(公開)

第8条 委員会の公開については、「審議会等の会議の公開に関する基準について」(平成12年7月7日12情個第32号総務部県民情報広報課長通知)によるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成13年2月15日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年2月23日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年2月22日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年2月1日から施行する。